

令和7年度

第2回 外国人技能実習機構評議員会 次第

1 日 時 令和8年2月6日（金）午後2時00分～3時30分

2 場 所 東京国際フォーラム G602

3 会議次第

(1) 開 会

(2) 理事長挨拶

(3) 議 事

① 令和7年度の事業実績（上半期）について

② 質疑応答

4 閉 会

[配布資料]

資料1 外国人技能実習機構評議員名簿

資料2 令和7年度の事業実績（上半期）について

資料3 外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

資料4 令和7年度 第1回 外国人技能実習機構評議員会 議事要旨

以下の資料については、掲載しておりません。

資料2「令和7年度の事業実績(上半期)について」

当機構の令和7年度の事業実績については、未だ精査中のため、精査後に「令和7年度 外国人技能実習機構 業務統計」として、当機構のホームページに掲載を予定しています。

\* 赤枠内は、掲載にあたって追記したもので、評議員会(令和8年2月6日)当時に掲載されていたものではありません。

外国人技能実習機構評議員名簿

令和8年2月6日現在

【学識経験者】

明石 純一 筑波大学教授

○上林 千恵子 法政大学名誉教授

野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士

【労働者代表】

浜 博幸 JAM副書記長

松尾 慎一郎 全国建設労働組合総連合書記次長

村上 陽子 公益財団法人連合総合生活開発研究所 専務理事

【使用者代表】

清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二部担当部長

佐久間 一浩 全国中小企業団体中央会事務局次長

堀内 保潔 一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長

(五十音順)

※○は議長

## 外国人技能実習機構評議員会関係法令等（抄）

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）  
（評議員会関係部分抜粋）

### 第三章 外国人技能実習機構

#### 第四節 評議員会

##### （設置）

第八十二条 機構に、第八十七条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

##### （組織）

第八十三条 評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

##### （評議員）

第八十四条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 評議員は、再任されることができる。

##### （評議員の解任）

第八十五条 理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

##### （評議員の秘密保持義務等）

第八十六条 第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

##### （業務の範囲）

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

##### 一 技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。

ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

- ニ 第二十四条第一項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事実関係の調査を行うこと。
- ホ 第二十四条第三項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。
- ヘ 第二十九条第四項（第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。
- 二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務
- 三 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務
- 四 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

#### （役員解任）

第七十四条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。
  - 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
  - 二 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
  - 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
  - 四 職務上の義務違反があるとき。

#### （役員及び職員の秘密保持義務）

第八十条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### （役員及び職員の地位）

第八十一条 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則  
(評議員会関係部分抜粋)

第三章 外国人技能実習機構

第一節 役員等

(理事の任命及び解任の認可申請)

第五十七条 機構の理事長は、法第七十一条第二項又は第七十四条第二項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする理事の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする理事が次のいずれにも該当しないことの誓約
  - イ 法第七十三条又は第七十五条本文に該当すること。
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当すること。
  - ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当すること。
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

第二節 評議員会

(評議員の任命及び解任の認可申請)

第五十九条 機構の理事長は、法第八十四条第一項又は第八十五条の規定による認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これを法務大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 任命し、又は解任しようとする評議員の氏名、住所及び履歴
- 二 任命しようとする評議員が第五十七条第二号ロ又はハに該当しないことの誓約
- 三 任命し、又は解任しようとする理由

○外国人技能実習機構定款（抄）

第5章 評議員会

（設置）

第25条 機構に、機構の業務（法第87条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第26条 評議員会は、評議員15人以内をもって組織する。

- 2 評議員会に議長を置き、評議員のうちから、評議員の互選によってこれを定める。
- 3 議長は、評議員会の会務を総理する。
- 4 評議員会は、あらかじめ、評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておくものとする。

（評議員）

第27条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者の中から、理事長が法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて任命する。

- 2 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。
- 3 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第28条 理事長は、評議員が第15条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

【参考】

（役員解任）

第15条 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任するものとする。

- 2 法務大臣及び厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第12条の規定の例により、その役員を解任することができる。
  - （1）破産手続開始の決定を受けたとき。
  - （2）拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
  - （3）心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
  - （4）職務上の義務違反があるとき。

## 外国人技能実習機構評議員会運営規程

規程第 54 号  
平成 30 年 2 月 6 日

### (設置)

第 1 条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に、機構の業務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 87 条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2 評議員会は、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 評議員会は、前項に規定するもののほか、機構の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

### (組織)

第 2 条 評議員会は、評議員 15 人以内をもって組織する。

### (評議員の任命)

第 3 条 評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

### (構成)

第 4 条 評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

### (任期)

第 5 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

### (議長)

第 6 条 評議員会に議長を置き、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから、評議員の互選により選任する。

2 議長は、評議員会の会務を総理する。

3 議長に事故のあるときは、技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者を代表する評議員のうちから議長があらかじめ指名する評議員が、その職務を代理する。

### (招集)

第 7 条 評議員会の会議は、理事長が招集する。

2 理事長は、会議を招集するときは、あらかじめ付議事項、日時及び場所を評議員に通知するものとする。

(議事)

第8条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 評議員会の議事は、評議員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 評議員は、議長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、前2項の適用については欠席したものとして取り扱う。

(資料の提出等の要求)

第9条 評議員会は、審議のため必要があると認めるときは、機構の役職員その他の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 評議員又は評議員の職にあった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(情報公開)

第11条 評議員会の資料及び議事要旨については、公開する。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 評議員会に関する事務は、総務部企画・広報課が行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、評議員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月6日から施行する。

## 令和7年度 第1回 外国人技能実習機構評議員会

- 1 日 時 令和7年6月23日（月）14時00分～15時30分
- 2 場 所 東京都立産業貿易センター浜松町館 第2会議室
- 3 出席者 明石評議員（オンライン）、上林評議員（議長）、木村拓志氏（川野評議員代理）、松尾評議員、村上評議員、清田評議員、佐久間評議員、堀内評議員

### 4 議事

- (1) 令和6年度の事業実績
- (2) 令和7年度の事業計画
- (3) その他
- (4) 質疑応答

### 5 議事概要

- (1) 議長より、新評議員の清田評議員が紹介された。また、川野評議員の代理人として、議長の許可を受けて木村拓志氏が出席することについて説明がなされた。
- (2) 令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画等について、事務局から説明が行われた。
- (3) 評議員からの以下のような意見や質問に対して、事務局から説明が行われた。
  - ・ 受け入れ外国人の増加、やむを得ない事情がある場合の実習先の変更の支援、育成就労制度への移行などにより、より一層、機構の役割も業務量も増えていくことが見込まれる。機構の体制強化のためには、厚生労働省、法務省だけでなく、実際に外国人労働者を受け入れる業界の業所管官庁からも予算を得ることについて検討が必要ではないか。
  - ・ 育成就労制度への移行にあたり、令和9年度の事業計画はこれまでと大きく変更する部分もあると思われるため、事前に本評議員会の場で意見を述べる機会を作っていたきたい。
  - ・ 実習実施者への自主点検・集団指導を令和6年度に試験的に行ったということであるが、選定方法、対象の実習実施者数、参加者数、指導内容について具体的に教えていただきたい。また、原則実地検査を実施していただきたいが、集団指導実施にあたっては実習実施者の業種をそろえるなど、より効果的に行うための方法をご検討いただきたい。
  - ・ 新たな育成就労制度の開始に向けて、各種申請・届出のオンライン化を所管省庁とも相談しながら着実に進めていただきたい。
  - ・ 不正事案の低減に向けては、機構による実効的なチェック機能の維持強化が重要であり、そのためにも業所管省庁のみならず業界団体からも活動費用を徴収するなどにより、対応を強化していただきたい。

- 新たな制度に移行するに当たって、監理団体への指導をしっかりといただき、技能実習生の受入れ体制の強化をお願いしたい。
- 技能実習計画の認定申請審査の処理のスピードや体制はどのようになっているか。また、制度移行に際して、来年は監理支援機関の認定や事前申請への対応が非常に多くなることが見込まれることから、必要な体制整備に向けた準備を進めていただきたい。
- オンライン化や集団指導など、指導体制や事務手続面でもメリハリある対応をお願いしたい。特に優良な機関への対応、問題がある機関への対応方法なども検討いただきながら進めていただきたい。
- 運用要領の改正のポイントについては、こうして概要を作成していただけると、どこが改正になったのかがわかり、非常に役立つところである。
- 制度移行に際して、令和8年度の予算要求について、機構の体制整備のため、関係団体としても増強を訴えていきたい。
- オンライン申請については、項目の重複入力がなくなる等、メリットのある形で整備を進めていただきたい。
- 新制度における監理支援機関について、許可要件は厳しくしていただくようお願いしたい。
- 技能実習生の行方不明が多いという印象がある。その防止対策として、相談体制の強化と質の良い監理団体をどのように作っていくかが大事である。
- 相談対応については、対応する職員の確保が必要である。また、相談対応に当たっては、事業主側にきちんとした理解を求めることが大切である。
- 機構の取組は多岐にわたっており、それを理解してもらうことは非常に重要である。同時に、機構の一連の取組の結果、何がどのように変わったのかという経年的な変化を把握して評価することも併せて重要ではないか。機構が業務を通じて技能実習生の健全な受け入れに寄与しているということを積極的に可視化することが今後一層大事になると思われる。